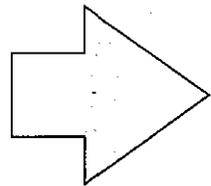
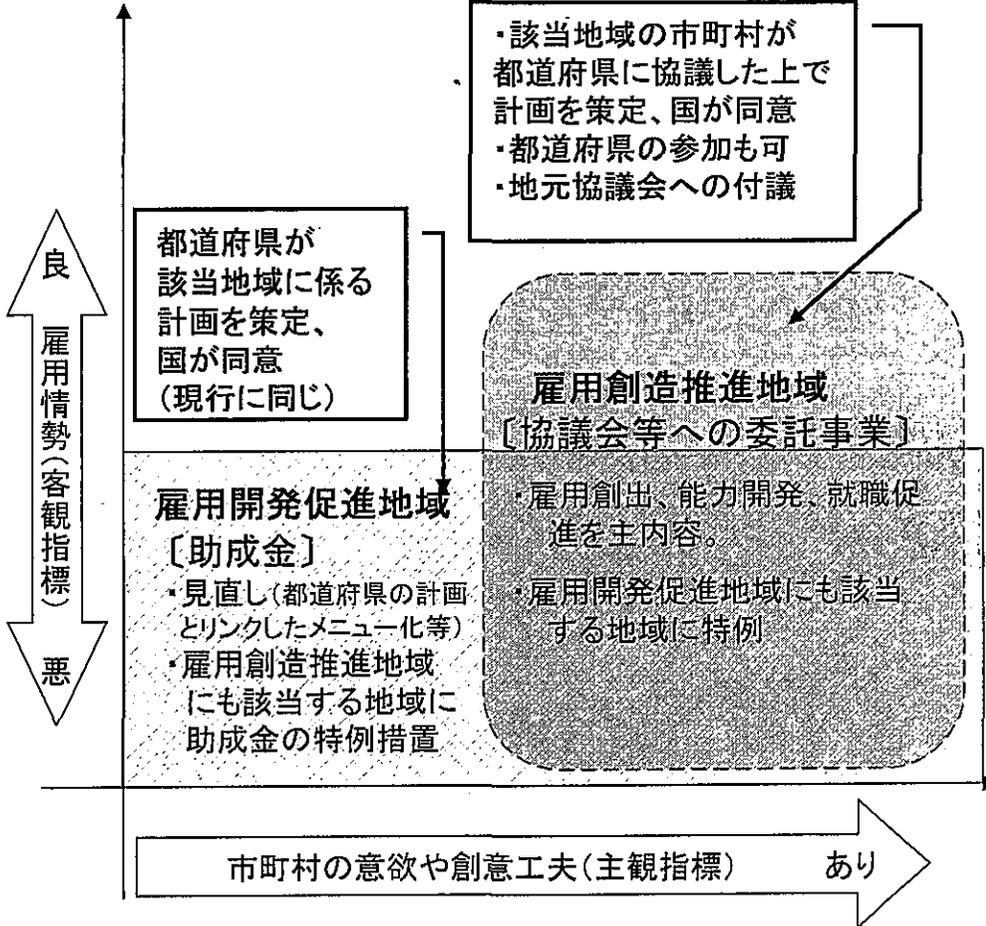
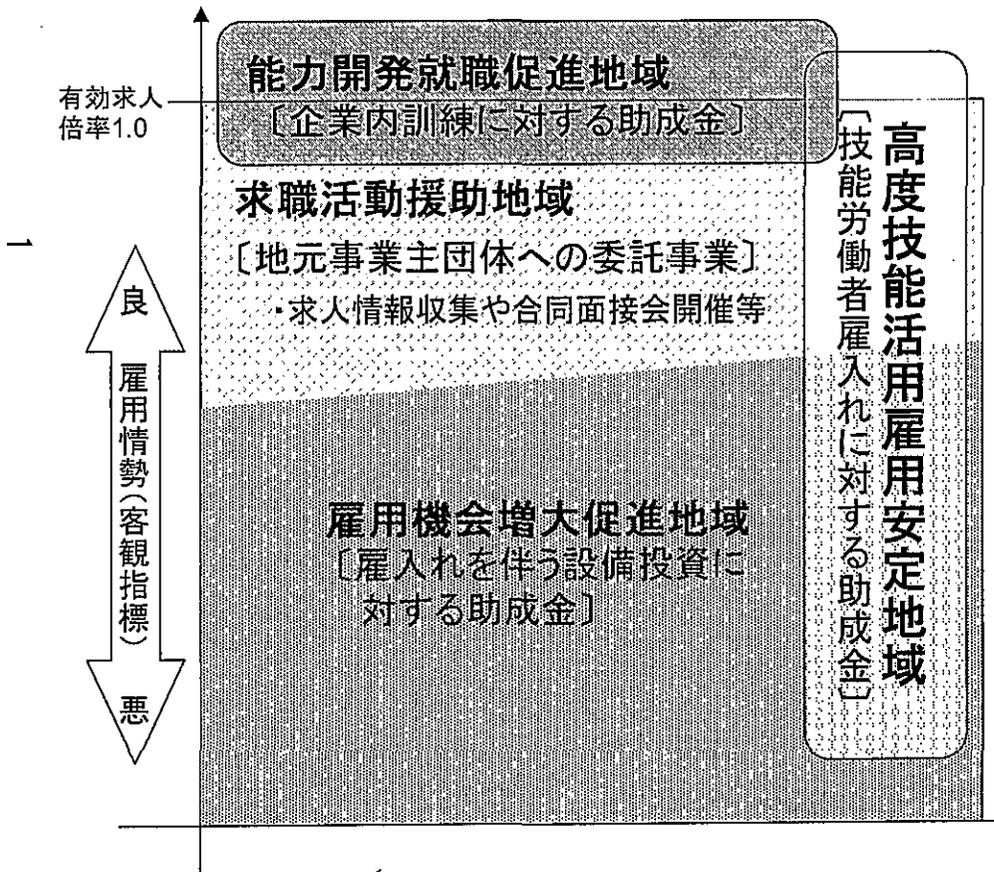


# 地域雇用開発促進法に基づく地域類型と支援措置の見直し

**現行**  
 ○雇用情勢に応じて、都道府県が地域(4類型)を設定し、計画を策定する。  
 →助成金等



**見直し後**  
 ○雇用情勢と地域の意欲・創意工夫に応じた2地域類型。  
 ・雇用情勢が特に厳しい地域 →助成金  
 ・地域の意欲が高い地域 →市町村等の創意を活かした委託事業

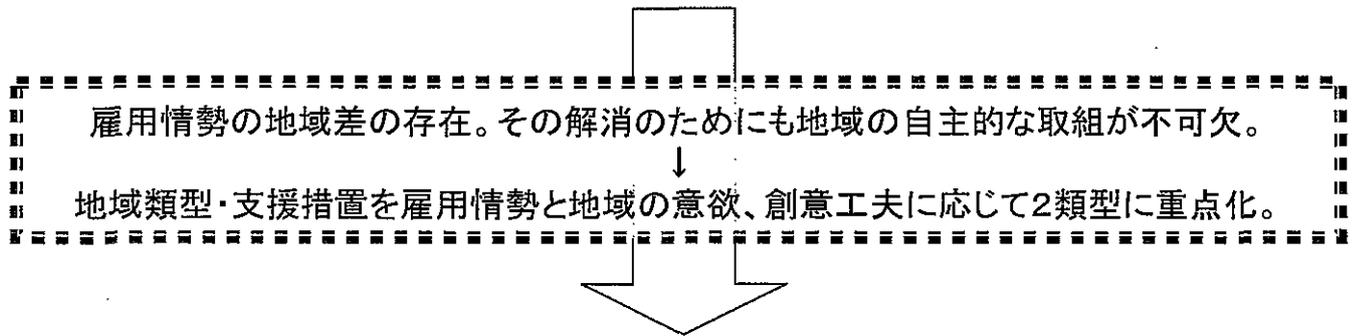


# 地域雇用開発促進法の見直し(案)について

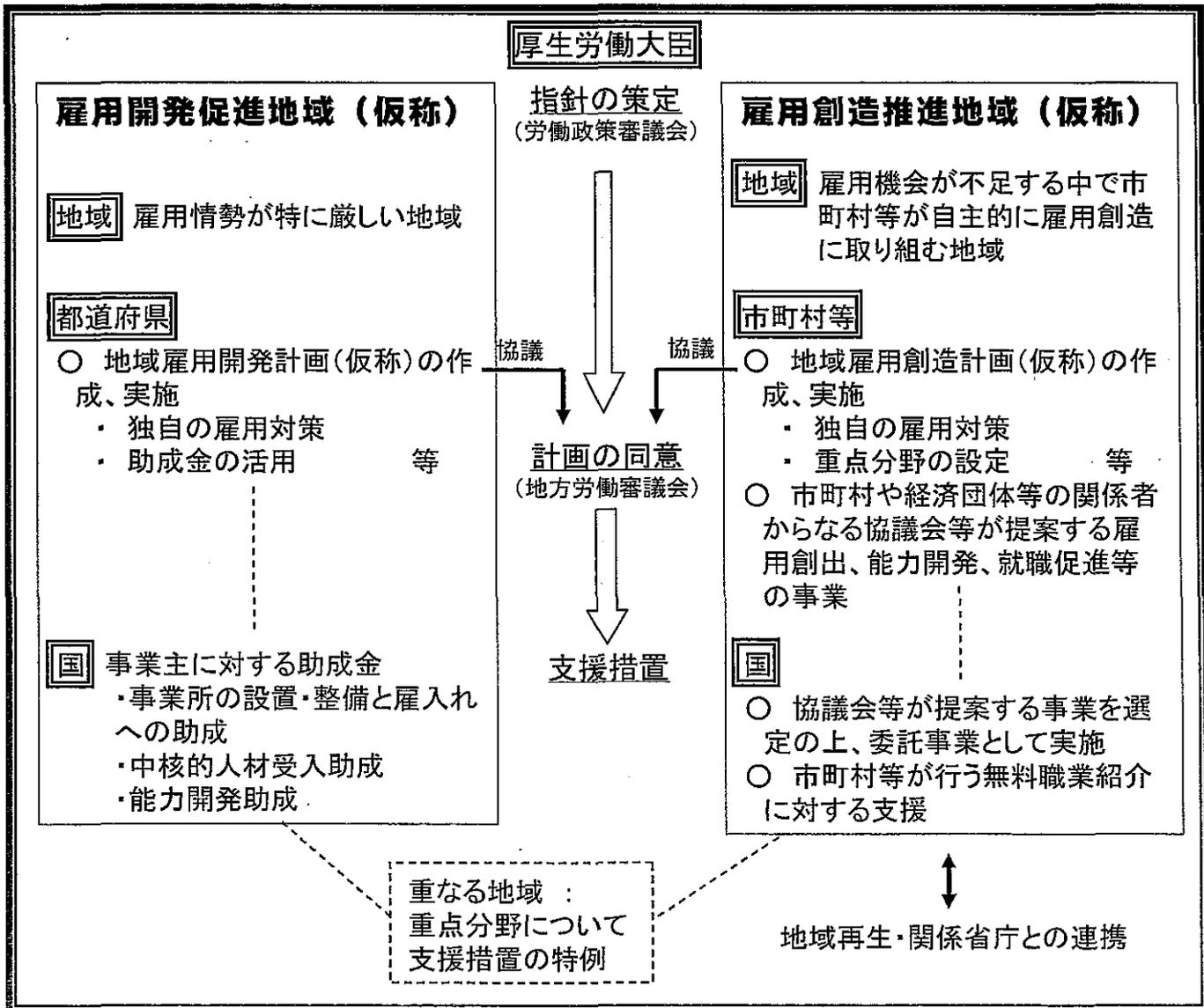
現行

厚生労働大臣が定める指針に基づき、地域ごとに都道府県が計画を策定し、国が同意。			
<b>雇用機会増大 促進地域</b>	<b>能力開発 就職促進地域</b>	<b>求職活動 援助地域</b>	<b>高度技能活用 雇用安定地域</b>
雇用情勢が厳しい地域	能力のミスマッチが存在する地域	情報のミスマッチが存在する地域	高度技能労働者を雇用する事業所が集積する地域
・地域雇用開発促進助成金	・地域人材高度化能力開発助成金	・地域求職活動援助事業	・地域高度人材確保奨励金、地域人材高度化能力開発助成金

(見直し)

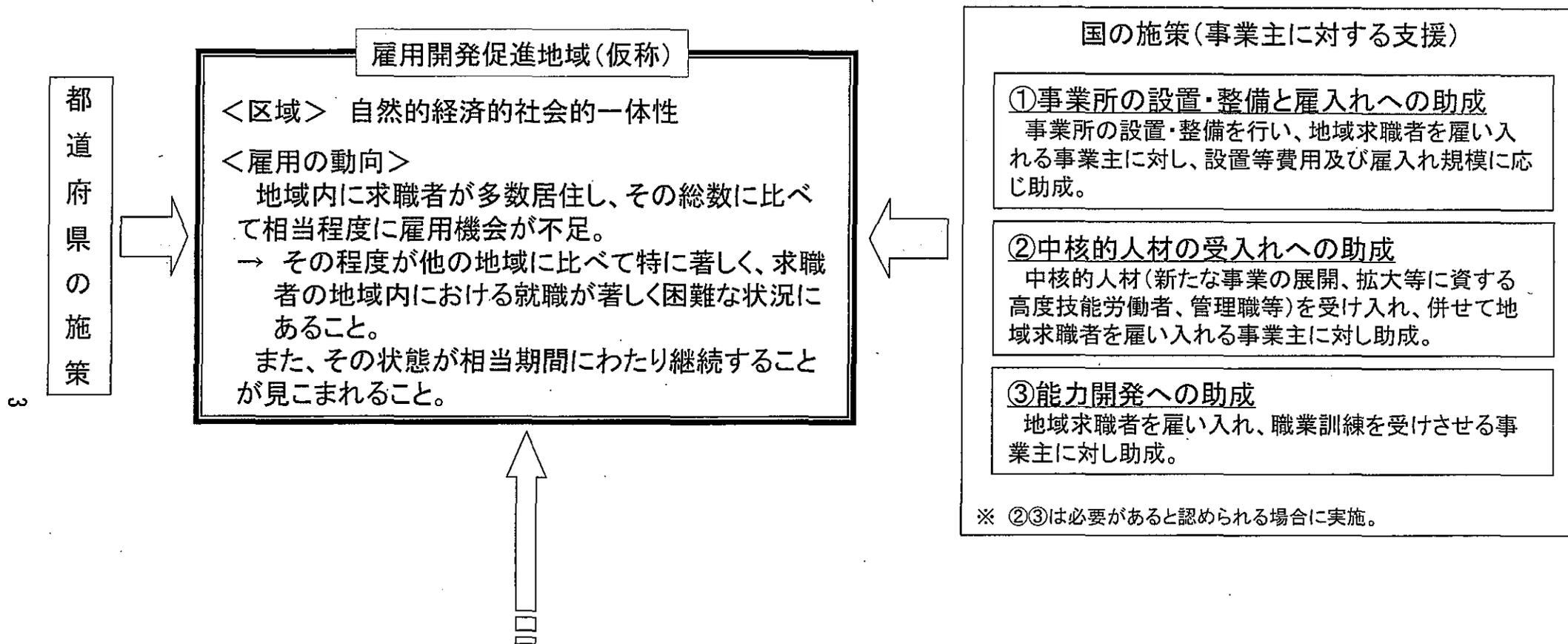


改正後



# 新たな地域類型のイメージと支援措置(案)

## (1) 雇用開発促進地域(仮称)



### <地域要件のイメージ>

- 地域設定は、労働市場圏としてのまとまりごとに雇用情勢を判断する観点から、ハローワークの範囲を基本としてはどうか。
- 地域内の求職者の多寡を判断する基準として、労働力人口に対する求職者の割合を用いてはどうか。  
(例えば、全国平均と比較して、これを上回る地域を対象とする等)
- 雇用情勢を判断する基準として、ハローワークにおける一般有効求人倍率を用いてはどうか。  
(例えば、全国平均と比較して、これを一定程度下回る地域を対象とする等)

※ 現行の雇用機会増大促進地域は、地域的一体性、常用有効求職者数、常用有効求人倍率、事業所数で判断。

# 雇用開発促進地域(仮称)における助成金について (概算要求ベース)

## 地域雇用開発助成金(仮称)

### 【雇用開発奨励金】

雇用開発促進地域(仮称)、その他の雇用開発が必要な地域において事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者の人数(3人(創業事業主は2人)以上)及び設置・整備費用(300万円以上)に応じて一定額を支給

- ・30万円～1,250万円
- ・3年間(雇用創造推進地域(仮称)にも該当する場合において一定要件を満たせば5年間)

### (大規模雇用開発計画の認定を受けた事業主への特別助成)

事業所の設置(50億円以上)に伴い雇い入れた地域求職者の人数(100人以上)に応じて一定額を支給

- ・1億円～2億円 3年間

### 【中核人材活用奨励金】

雇用開発促進地域(仮称)において雇用創出に結びつく新事業展開、経営の高度化、拡大等に資する中核的人材の受け入れ(地域求職者の雇い入れを伴うことが要件)に対して一定額を支給

- ・中核的人材 1人につき100万円(中小140万円)(上限:5人)
- ・雇用創造促進地域(仮称)にも該当する地域における重点分野に係る特例 1人につき150万円(中小210万円)(上限:5人)

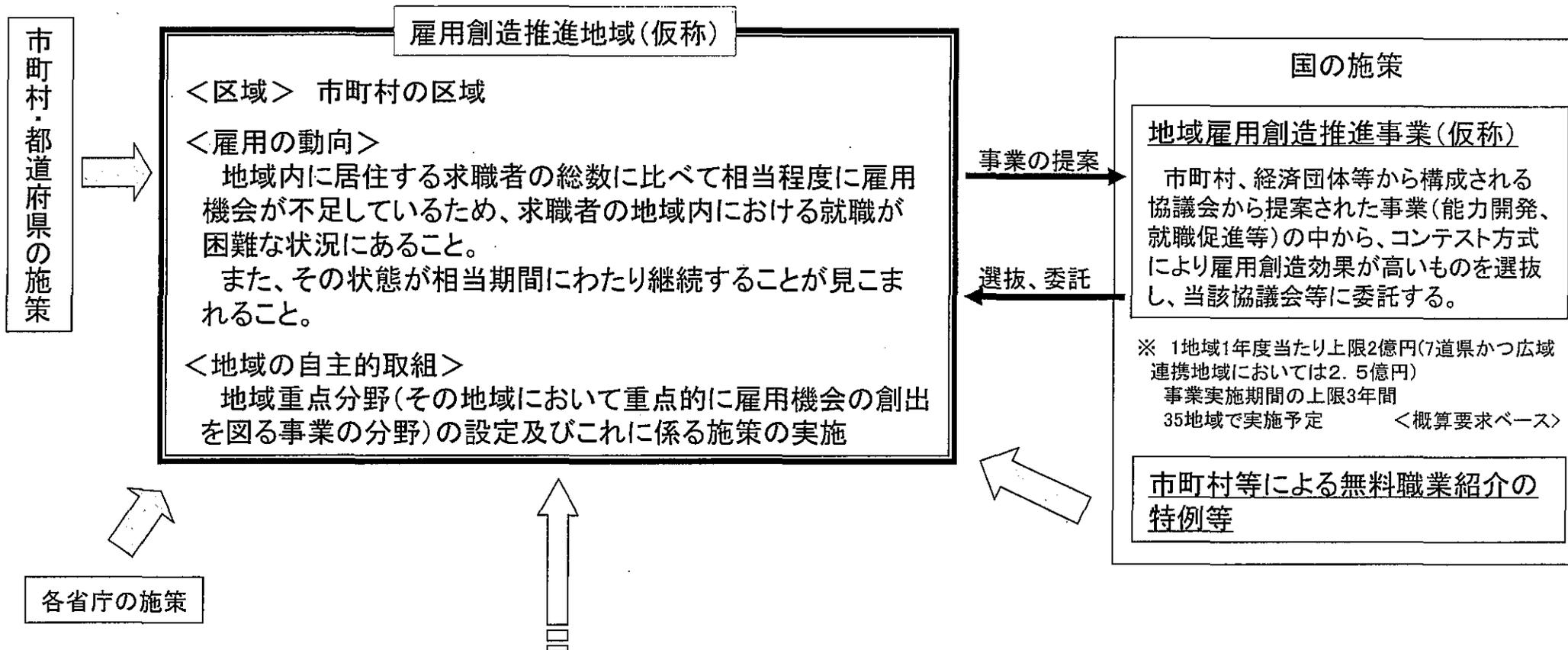
## キャリア形成促進助成金

### 【地域雇用開発能力開発助成金(仮称)】

雇用開発促進地域(仮称)に所在する事業所の事業主であって、当該地域内の求職者を雇い入れた事業主が、年間職業能力開発計画に基づき、労働者に職業訓練を受けさせる場合に事業主が支払った賃金及び訓練経費について助成。

- ・助成率:中小企業1/2、大企業1/3

## (2) 雇用創造推進地域(仮称)



### ＜地域要件のイメージ＞

- 地域設定は、市町村単位(複数市町村、県の参加も可)としてはどうか。
- 雇用情勢を判断する基準として、ハローワークにおける一般有効求人倍率又は常用有効求人倍率を用いることとしてはどうか。(例えば、全国平均(全国平均が1倍以上であれば1)と比較して、これを下回る地域を対象とする等)
- 地域の意欲を判断する基準として、地域重点分野の設定及び当該重点分野に係る地域の施策を現に実施しているか又は実施することが明確であることとしてはどうか。
- 計画の有効性、適切性、実現可能性等を担保する必要があることから、事前の地域内での協議、都道府県との協議を必要とすることとしてはどうか。